

## 1・応募資格について

①貸与期間中に奨学生及び保護者が湯沢市から転出した場合は制度の対象外となります。

②対象となる学校は学校教育法に基づき設置された学校です。

③所得の算出方法について

(1)父母それぞれの「認定所得」を算出し、合計します。(下記 手順1)

(2)ご家庭の「控除額」を算出します。(下記 手順2)

(3)「認定所得」から「控除額」を差し引いた額が「特別控除後の認定所得」となります。

(4)「特別控除後の認定所得」から「特別な事情による支出」を差し引いた額が下記の金額以下であれば対象となります。

・月額奨学金 300 万円以下 ・入学一時金 200 万円以下

### 算出例

(単位：万円)

| 家 族 構 成   |              | 収入（給与・年金）（表で計算） | 事業所得    | 認定所得 | 控除額 |
|-----------|--------------|-----------------|---------|------|-----|
| 本人        | 高校3年生 大学進学希望 |                 |         |      | 180 |
| 父         | 会社員、農業       | 600 → 246       | (農) 100 | 346  |     |
| 母         | 会社員          | 300 → 192       |         | 192  |     |
| 兄         | 会社員          | 250             |         |      |     |
| 弟         | 中学生          |                 |         |      | 46  |
| 祖父        | 施設入居（扶養）、障害者 |                 |         |      | 99  |
| 一家の所得・控除額 |              |                 |         | 538  | 325 |

#### (手順1)

父母のうち「収入（給与・年金）」の多い方を《所得算出表 A》、少ない方を《所得算出表 B》に当てはめて計算します。

父の収入を《所得算出表 A》で計算すると、給与分の所得は 246 万円です。また、父は農業による所得もあるため、合算し、所得は 346 万円になります。母の所得は、同様に《所得算出表 B》で計算すると 192 万円となりますので、一家の所得合計は 538 万円です。

#### (手順2)

控除額表に当てはまるものを計算すると、奨学金申請者（本人）180 万円＋就学者（弟・中学生）46 万円＋障害者（祖父）99 万円＝325 万円となります。手順1で求めた一家の所得合計から手順2で求めた控除額を引き、「特別控除後の認定所得」を求めます

この家庭の「特別控除後の認定所得」は 538 万円－325 万円＝213 万円となり月額奨学金の対象となります。